

## 森林環境保全のための「いわての森林づくり県民税（仮称）」の創設について

### 1 はじめに

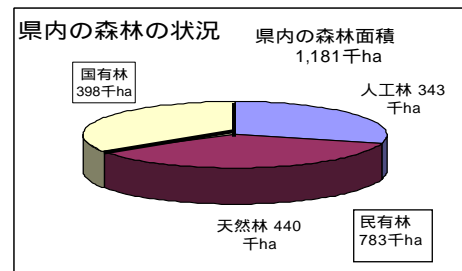
本県の豊かな森林環境を将来にわたって保全し、森林の持つ公益的機能の維持・増進を図るため、平成 16 年 2 月に学識経験者等 14 名の委員で構成する「いわての森林（もり）づくり検討委員会」を設置し、森林環境保全のための新たな方策とその財源のあり方について検討してきました。

2 回の県民アンケートや県内各地で 14 回の説明会を開催するなど、県民の意見を聴取、反映しながら議論を重ね、平成 17 年 3 月に最終報告書が県に提出されました。

このたび、いわての森林（もり）づくり検討委員会最終報告書の方向性を踏まえ、県としての案をとりまとめました。

### 2 本県の森林・林業を取り巻く現状

本県は、森林面積が県土の約 77% を占める本州一の森林県であり、これまで森林は、森林所有者による木材生産を軸とした林業活動により整備、保全されてきました。



森林には、木材等の生産の他にも、豊かな水をはぐくみ、二酸化炭素を吸収し地球温暖化を防止するとともに、土砂災害から県土を保全するなど、さまざまな働き（公益的機能）があり、県民生活に多大な恩恵を与えています。公益的機能の評価を試算すると、約 2 兆 6,398 億円となり、県民一人当たり年間約 1 8 6 万円の恩恵を受けていることとなります。

#### <これまでの森林整備>

戦争資材として乱伐された森林の復旧や森林資源の造成を進めるため、「林業」という経済活動の活性化を通じて促進。公益的機能は副次的効果としてその恩恵を享受。

（県の取組み）

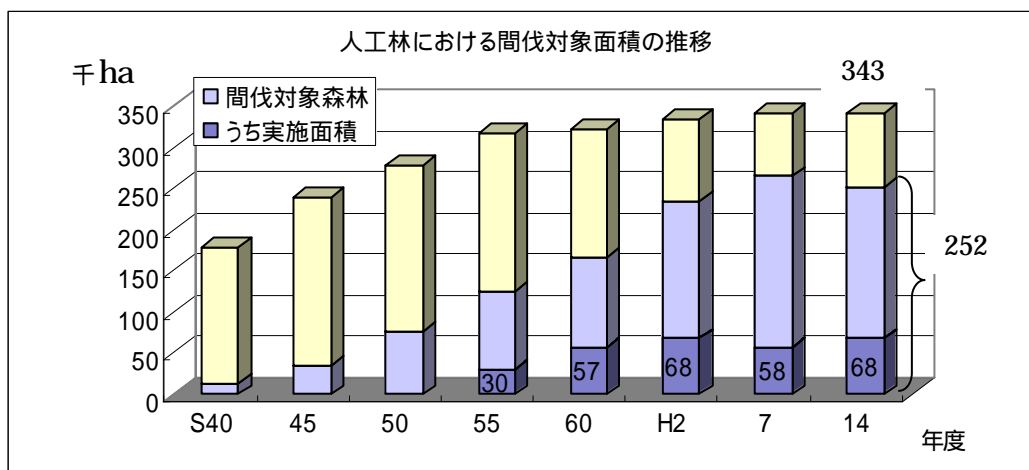
荒廃した森林の復旧  
 林業生産活動の支援



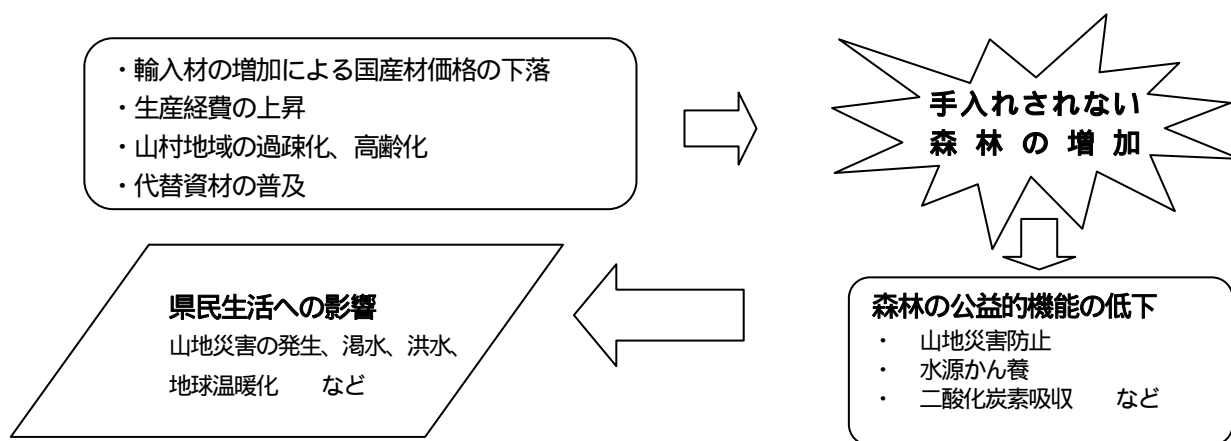
**成果** : 荒れた県土の復旧、森林資源は着実に充実

国産材価格の下落など、林業を取り巻く社会情勢の変化による林業の不振や山村地域の過疎化、高齢化の進行、代替資材の普及による森林との関係の希薄化などにより、**手入れされない森林が増加しています。**

本県の人工林約34万3千haのうち間伐等の手入れを必要とする面積は約25万2千haありますが、その約7割に相当する約18万4千haは手入れ不足となっています。



森林の手入れがなされず放置されると、保水力や水質浄化機能の低下、土砂災害の発生の増加、二酸化炭素吸収機能の低下など、様々な機能が低下し、県民の生活に大きな影響を及ぼす恐れがあります。



本県民有林（育成林）の二酸化炭素吸収量の将来予測（2010年）

	二酸化炭素吸収量 (千t CO <sub>2</sub> )
管理10割の場合の吸収量	1,975
管理4割の場合の吸収量	790

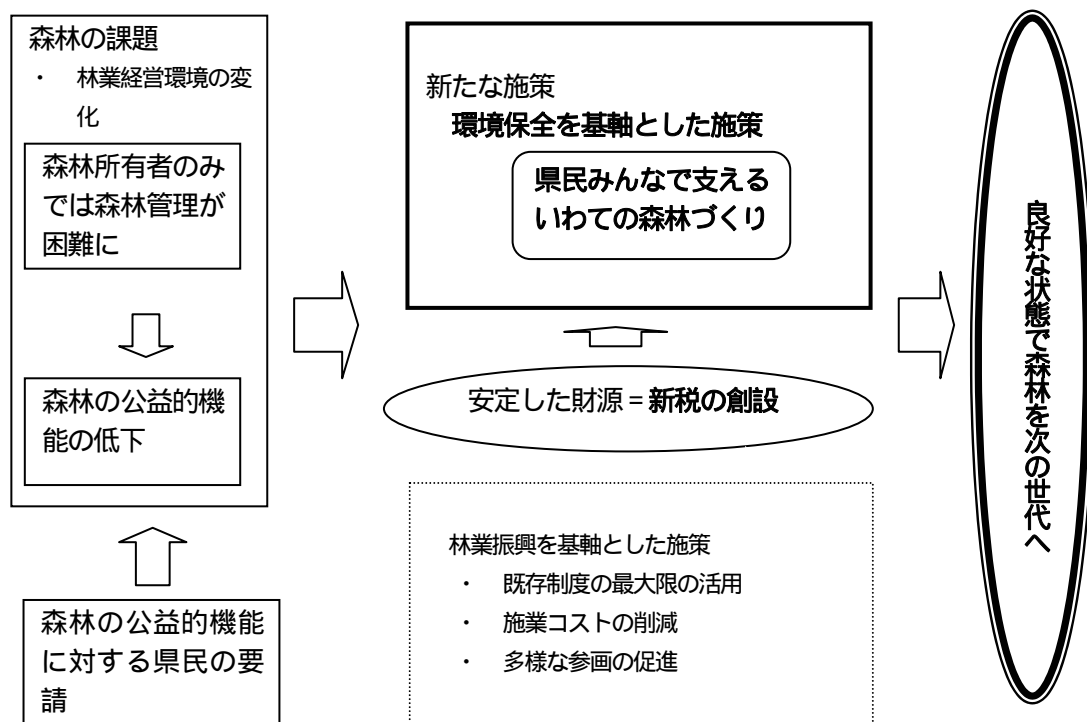
### 3 これからの森林づくりの方向性

すべての県民が森林から様々な恩恵を受けており、森林は県民共通の社会的な財産となっています。

しかし、社会経済情勢の変化により、これまでの木材生産を目的とした林業施策だけでは森林を守り育てていくことは困難な状況になっており、森林の価値を再認識し、森林の公益的機能を維持・増進し、森林を良好な状態で次の世代に引き継ぐことが喫緊の課題です。

そのためには、森林から恩恵を受けている県民全体で森林を支えるという意識を醸成し、**県民1人1人が森林づくりに参画することが求められています。**

森林を県民みんなで支える仕組みとして、森林の公益的機能を維持するために必要な費用を広く負担する税制度を導入し、**森林環境の保全を基軸とした森林施策を緊急に講ずる必要があると考えます。**



#### 4 新たな施策について

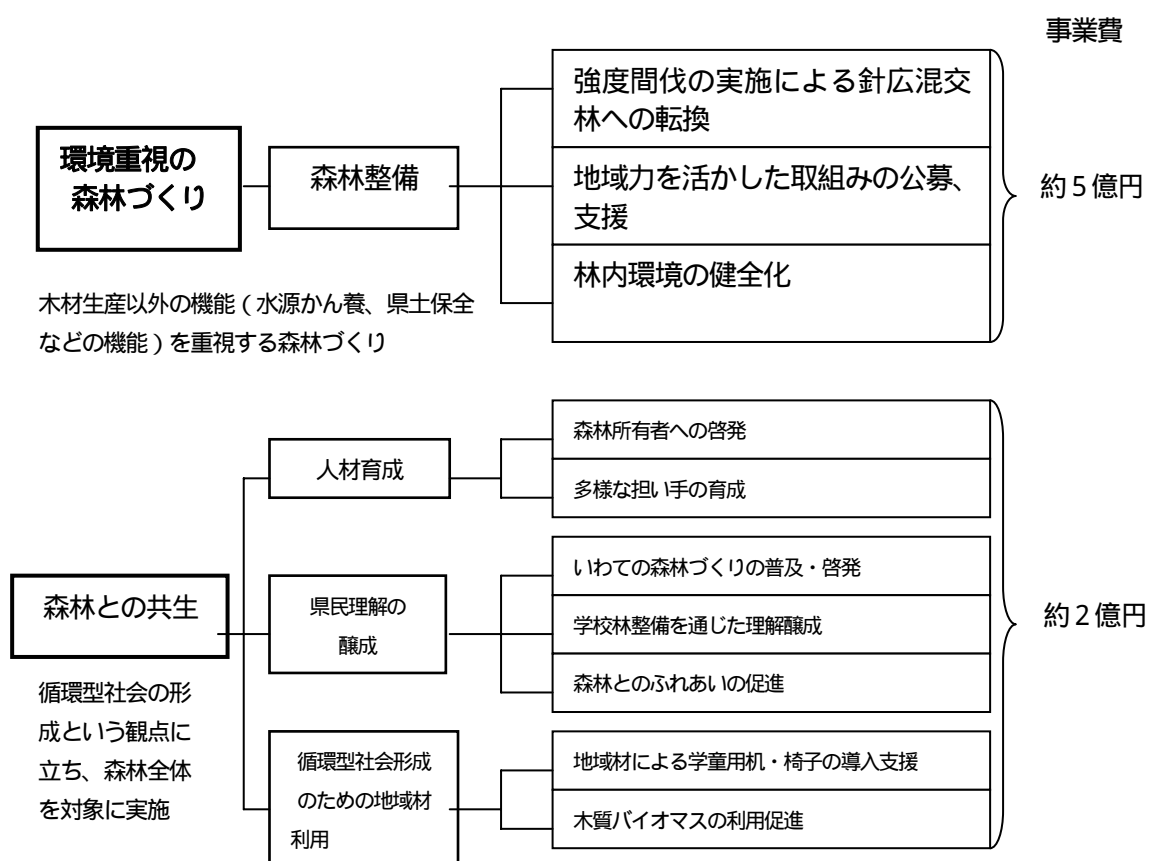
新たな施策は、循環型社会の形成という観点に立ち、森林環境の保全を基軸とした施策であり、森林の公益的機能の発揮のために貢献するものであることが必要と考えます。

また、施策の構築にあたっては、次の要件を満たすことが必要と考えます。

- ・ 緊急又は重要であること。
- ・ 現行の制度ではできない新規施策又はこれに準ずる拡充施策であること。
- ・ 透明性が高く、県民がその成果について評価可能な施策であること。
- ・ 他の自治体での取組みが少ない施策又は他の自治体より充実した「いわてらしさ」のある施策であること。

#### 施策（案）の体系

上記を踏まえ構築した、新たな観点に立つ施策の体系は下記のとおりであり、必要な事業費を合計すると、約7億円となります。（事業の詳細は6ページのとおり）



## 5 新たな税制度について

森林の公益的機能の恩恵は全ての県民に及ぶことから、新たな森林づくりのための費用負担を受益者である全ての県民に共同して負担いただきたいと考えています。このため、税方式を採用し、「いわての森林づくり県民税」(仮称)を導入します。

### 課税方式

新たな視点に立った森林づくりを県民全体で支えるという趣旨から、「地域社会の費用を県民が広く負担する」という性格を持つ**県民税均等割の超過課税方式**とします。

新たに法定外目的税を創設する場合に比べ、既存税制の活用であるため、仕組みが簡便で、徴税コストが安く、低所得者への配慮が組込まれているという利点があります。

### 税率

必要な事業費及び現行の県民税の個人分と法人分の税込割合が概ね3：1であること等を考慮して、次のとおり設定します。

個人： 超過税率 年額 1,000 円

法人： 超過税率 資本等の金額の区分に応じ、年額 2,000 円～80,000 円  
(現行税率の10%相当額)

### 税収の管理

新たな森林づくりのための財源として使うことを明確にするための仕組みとして**基金を設置**し、税収相当額を積み立て、毎年度必要となる額を取り崩して施策に充当します。

### 税制度の見直し

県民全体で支える森林づくりという政策のために導入する税制であることから、実施期間を設定(5 年間)し、新たな施策の事業効果や森林を取り巻く状況、財政需要の状況等を勘案し、制度の点検、見直しを行います。

### 施行時期

平成 18 年 4 月 1 日施行を目途とします。

## 6 県民参画と透明性の確保

施策の実施に当たっては、県民参加の第三者機関を設置し、事業の過程をオープンにするとともに、県民の意見を反映し、その透明性、実効性の確保を図るための仕組みを導入します。

